

平成23年2月17日

守谷市議会議長 伯耆田 富夫 様

陳情者 住所 茨城県守谷市百合ヶ丘1-2419-1
氏名 守谷市産業地域協力会 会長 笹原 好典

「工場立地法地域準則条例」に関する陳情

私たち守谷市で事業を行っている企業として、新たな郷土、守谷市の発展と活性化を望むところです。また、立地地域の発展なくして其処に有する私たち事業所の発展と進歩も望めません。このことに鑑み周辺自治体の実情を見たとき、「企業立地促進法」と「工場立地法地域準則条例」の取り扱いに、大きな隔たりを感じ、迅速な規制緩和を望みます。

守谷市は都心に近く、高速道路のインターにも近く、また、近年のTX開通により地価の高騰がある一方、土地利用の環境は地政的にも大変大きなものがあります。この現状は県北や県西、鹿島地帯など他の自治体の非ではありません。また、「工場立地法」の趣旨である良好な地域環境の維持は、事業所の緑地の確保というより、「環境基本法」・「大気汚染防止法」・「水質汚濁防止法」・「騒音規制法」・「振動規制法」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といった、環境関係の法整備と法の遵守により、著しい改善が見られるとともに、守谷市においては、上下水道の完全な普及により他の地域と比較してもその環境は優れたものがあります。

グローバル化した現在、大きな環境コストの経営負荷を抱え、環境コストの小さな中国、タイ、ベトナム、マレーシア等とのコスト競争を戦い、勝ち取るのは容易ではありません。しかしながら、私たちは勝ち取らなくてはならないのです。このような状況を踏まえ、地元企業として事業の拡大、雇用の確保を進め産業の活性化を図り、もって守谷市の更なる発展を望み、ここに、企業立地促進法10条の適用がなされるよう、要望します。

なお、適用にあたり、「地域産業活性化協議会」の参加と摘要条文の議会決議が必要となりますが、議会議決にあたり、緑地面積率が用途地域ごとに定められていますが、守谷市のおかれている実情に鑑み、前述した如く、土地の高度利用は不可欠と考え、最も緩やかな数値でなされるよう、切望します。(1%~5%以内を希望)